

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	23 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から同年8月まで
② 昭和61年4月から62年9月まで

納付書が届いたので、何回かまとまった金額の保険料を遡って納付した覚えがある。その際、保険料の金額が高額で大変な思いをして納付した記憶があるので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、平成元年3月に国民年金の加入手続を行い、この手続の際に、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和61年4月に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、欄外ではあるが、申立人が短大を卒業した翌月の60年4月から前記厚生年金保険被保険者資格を取得した同年8月までの期間の国民年金被保険者資格が記載されていることが確認できる。上記加入手続時点を基準とすると、申立期間②のうち、62年1月から同年9月までの期間の保険料については、過年度納付することが可能であった。

また、申立人は、納付書が届いたので、何回かまとまった金額の保険料を遡って納付した覚えがあるとしていることから、加入手続後に複数回にわたり遡って保険料の納付をしたとの主張であるとみられるところ、オンライン記録によると、申立人は、過年度納付となる申立期間②直後の昭和62年10月から同年12月までの保険料を平成2年1月に納付し、昭和63年1月から同年3月までの保険料を平成2年4月に納付していることが確認できる。

さらに、申立人は加入手続以降の過年度納付を含め、未納が無いように遡っ

て保険料納付していることを踏まえると、上記過年度納付が可能であった申立期間②のうち、昭和62年1月から同年9月までの期間の保険料を過年度納付していたとしても不自然ではない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は平成元年1月からは第3号被保険者であったにもかかわらず、同年7月から同年12月までの期間の納付書が作成されたことが確認でき、当該期間の保険料相当額として申立人が同年11月に納付した保険料を、昭和63年7月から同年12月までの期間に充当処理していることが確認できるなど、申立人に係る事務処理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

一方、申立期間①及び②のうち昭和61年4月から同年12月までの期間は、加入手続時点において既に時効が成立していたことから、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②のうち昭和61年4月から同年12月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年1月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、41年4月から同年7月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで

昭和41年4月から同年7月までの保険料は当初、未納とされていたものの納付済みに訂正されたが、性格上、申立期間の保険料を当時、未納にしておいたとは考えられず、保険料は納付していたと思うので、保険料の納付があったことを認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間である上、申立人は国民年金加入期間において、申立期間を除き保険料の未納は無い(ただし、申立期間のうちの昭和41年4月から同年7月までの期間は充當により納付済みとされている。)ことから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)及びオンライン記録によると、申立期間の前後の期間の保険料は現年度納付されていることが確認できることから、納付意識の高かった申立人が12か月と短期間である申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

なお、オンライン記録によると、申立期間のうち、昭和41年4月から同年7月までの期間については、上記のとおり、現在、納付済みとされているが、これは、国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)及び還付整理簿において、申立人が厚生年金保険被保険者期間であった44年10月及び同年11月の国民年金保険料が納付されていたため、当該保険料を45年6月に、41年4月から

同年7月までの期間の保険料に充当していたことが確認されたことにより、納付の追加処理が平成20年9月に行われたことによるものと考えられることから、当該期間の保険料については、結果として重複して納付された可能性がうかがわれる。

また、本来、充当は、還付保険料が発生した時点で納付すべきとされている保険料（納付期限経過後で、時効成立前の未納保険料）に対して行うこととされているところ、上記充当処理については、還付保険料（昭和44年10月及び同年11月の保険料）が発生したのは、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した44年10月以降であり、この時点において、この還付保険料を既に時効が成立していた41年4月から同年7月までの期間の保険料に充当することは不適切である上、45年6月に充当処理が行われていたにもかかわらず、オンライン記録において、納付の追加処理が行われたのは、上記のとおり、平成20年9月であり、申立人の年金記録が適切に管理されていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和41年8月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められ、41年4月から同年7月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から50年6月まで

私は、昭和43年4月から同年12月まで厚生年金保険に加入していたが、母親がA市で私の国民年金の加入手続をしてくれた。51年頃には私はB市に居住していた記憶があり、それ以前である申立期間については母親が保険料を納めてくれていた。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与していないとしており、これらを行ったとする母親は既に死亡しているため、加入手続及び保険料納付状況は不明である。

また、申立人は、母親が昭和43年4月頃に申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号、その前後の番号の被保険者のオンライン記録における加入状況及び申立人が所持する年金手帳によると、申立人の国民年金加入手続は51年9月頃にB市において行われ、この手続の際に国民年金被保険者資格を43年4月まで遡って取得する処理が行われたものとみられる。

さらに、上記のとおり、申立人は国民年金被保険者資格を遡って取得していることから、申立期間当時は国民年金に未加入であったこととなり、保険料を納付することはできなかつた上、加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和43年4月から49年6月までの保険料については、既に時効が成立しており、過年度保険料として遡って納付することもできなかつたと考えられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間のうち、昭和43年4月から49年6月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和49年7月から50年6月までについては、当時は国民年金に未加入であったものの、加入手続時期（51年9月頃）において、時効成立前であったことから、過年度保険料として遡って納付することが可能であった。

また、上記のとおり、申立人の国民年金加入手続はB市において行われたとみられることから、申立人は記憶が無いとしているものの、これは申立人自身が行ったものと推察されるところ、加入手続時期において過年度となる申立期間直後の昭和50年7月から51年3月までの保険料については納付済みとされていることが確認でき、当該保険料は申立人が納付したものと考えられる。

さらに、申立人は、婚姻し任意加入対象者となった昭和59年12月以降も引き続き国民年金に加入しており、50年7月以降の国民年金加入期間において、60歳に到達するまでの長期間にわたり、保険料の未納は無く、納付意識は高かったものと考えられることから、申立期間のうち、加入手続時期において過年度納付が可能であった49年7月から50年6月までの保険料を納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年5月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を1万8,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から同年9月まで

ねんきん定期便を見ると、申立期間における標準報酬月額は1万6,000円となっているが、私が保管している賃金支払明細データ（以下「賃金データ」という。）により、当該期間の給与から標準報酬月額1万8,000円に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できるので、申立期間について標準報酬月額を1万8,000円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年5月1日から同年10月1日までの期間については、申立人が自身のパソコンに保存している賃金データにより、申立人は、当該期間において標準報酬月額（1万8,000円）以上の給与額を支給され、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除額は、標準報酬月額（1万8,000円）に見合う控除額であることが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、A社において申立人と同日（昭和40年4月10日）に厚生年金保険被

保険者資格を取得した複数の同僚の賃金支払明細票によると、当該期間に係る厚生年金保険料控除額は、前述の賃金データと同様、標準報酬月額（1万8,000円）に見合う控除額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（1万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の賃金データにより確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和40年4月10日から同年5月1日までの期間については、前述の賃金データ及び複数の同僚の賃金支払明細票によると、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料控除額及び給与支給額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できることから、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年11月15日から35年5月20日まで
② 昭和35年5月20日から37年9月21日まで

私は、平成18年頃に社会保険事務所（当時）で年金の受給手続きをしたが、脱退手当金の取扱いについては、よく分からなかった。今般、日本年金機構から確認のはがきが届き、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっていることが分かったが、受け取った記憶が無いので、申立期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人の脱退手当金は、昭和38年7月31日に支給決定されているが、当該支給決定日の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求期間となっている。

また、申立人は、昭和38年7月に遡って国民年金保険料を納付したことを踏まえると、申立期間当時に脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答した記録が二つ記載されているが、年金事務センターは、不明と回答しており、事務処理に不自然さがうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を42万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月15日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与について、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿及び賞与支給一覧表により、申立人は、申立期間において42万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を29万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月8日
平成20年8月に賞与の支給があり、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び元事業主から提出された平成20年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（29万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届の手続を誤り、保険料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成2年8月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、34万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月から4年3月まで

私は、平成2年2月から4年3月までA社とB社の両社同時に営業職として勤務し、両社から給与を得ていた。

しかし、私の厚生年金保険の標準報酬月額は、申立期間において、30万円から38万円と記録されているが、両社合算して40万円から45万円の給与を支給されていたと記憶しているので、給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成2年8月及び同年9月について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は30万円と記録されているが、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額改定通知書によると、申立人の同年8月から適用される標準報酬月額は34万円と記載され、当該通知書には、同年8月2日付けで社会保険事務所の受付印が押されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該通知書に申立人と共に記載されている同僚3人は、いずれも平成2年8月から標準報酬月額が改定されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た平成2年8月及び同年9月の標準報酬月額は、34万円であったと認められる。

一方、申立期間のうち、平成2年2月から同年7月までの期間及び同年10月から4年3月までの期間について、申立人は、A社及びB社の両社から給

与を得ており、これらの給与額とオンライン記録の標準報酬月額が相違していると主張しているところ、申立人から提出されたA社の平成2年分から4年分までの給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）、B社の2年分及び3年分の源泉徴収票、並びにA社から提出された賃金支給明細書により、申立人が両社から給与を得ていたことが認められる。

しかし、B社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人から提出されたB社の平成2年分及び3年分の源泉徴収票における社会保険料等の金額欄には、金額が記載されておらず、同社の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A社の社会保険担当者は、「A社とB社は関連会社であり、申立人はC社から引き抜いた方で、入社時に年収に係る約束があったと思われる。他の社員との兼ね合い上、A社から約束した金額が払えないため、一部をB社から支払っていた可能性が高いが、同社からの支給分は標準報酬月額に反映されない給与である。」と証言しているところ、A社の平成2年分から4年分までの源泉徴収票及び賃金支給明細書における給与額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録については、事後訂正の結果34万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20万円とされているが、申立人は、申立期間のうち、平成9年11月4日から10年6月1日までの期間について、9年11月は50万円、同年12月は34万円、10年1月及び同年2月は32万円、同年3月から同年5月までは34万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録を、9年11月は50万円、同年12月は34万円、10年1月及び同年2月は32万円、同年3月から同年5月までは34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月から10年9月まで

申立期間については、A社が標準報酬月額に係る訂正届を年金事務所に提出したが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、訂正部分は保険給付が行われないことになっている。

訂正後の標準報酬月額の記録に基づいて年金が給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年11月から10年5月までの期間については、A社から提出された給与台帳及び給与支払額証明書により、申立人は、当該期間

において、32万円から50万円の標準報酬月額に基づく給与額が支給され、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、A社から提出された給与台帳及び給与支払額証明書において確認できる総支給額及び保険料控除額から、平成9年11月は50万円、同年12月は34万円、10年1月及び同年2月は32万円、同年3月から同年5月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当該期間に係る標準報酬月額を誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、平成9年11月から10年5月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年6月から同年9月までの期間については、A社から提出された給与台帳及び給与支払額証明書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していることから、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年2月17日から同年4月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を同年2月17日、資格喪失日に係る記録を同年4月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月1日から同年5月1日まで

私は、申立期間にA社B支店に運転手として勤務していた。しかし、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の「申立人は、期間は明らかでないが、A社B支店で私と同じ運転手として勤務していた。」との証言、及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和47年2月17日から同年4月14日までの期間においてA社B支店に運転手として勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によりA社B支店の被保険者記録が確認できる申立人と同職種の複数の同僚は、「入社日から厚生年金保険被保険者資格を取得していた。」と証言している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票及び雇用保険の記録によると、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、厚生年金保険被保険者資格の取得日が、雇用保険の被保険者資格取得日とおおむね一致していることが確認できることから、A社B支店では、従業員の厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格を同時に取得させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年2月

17日から同年4月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代及び同職種の同僚の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は不明としているが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和47年2月1日から同年2月17日までの期間及び同年4月15日から同年5月1日までの期間については、雇用保険の記録により、申立人のA社B支店における資格取得日は同年2月17日、離職日は同年4月14日であることが確認できる。

また、A社B支店は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の人事記録を確認することはできない上、当該期間に同社同支店で被保険者記録の確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の当該期間における勤務実態に係る証言を得ることはできない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①のうち、昭和63年4月から平成元年7月までは44万円、同年8月から5年2月までは47万円、申立期間②は53万円、申立期間③は50万円、申立期間④及び⑤は53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から平成5年2月まで
② 平成6年4月
③ 平成7年8月及び同年9月まで
④ 平成8年4月
⑤ 平成9年4月

申立期間①について、私のA社における給与支給額は、入社時は45万円であったが、平成元年8月に45万5,000円に、2年8月に46万円に昇給した。厚生年金保険料も入社当時から給与支給額に相当する額が控除されていたはずである。3年7月分から5年2月分まで（4年3月分を除く。）の給料明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

また、申立期間②、③、④及び⑤について、給料明細書によれば、給与支給額に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成3年7月から4年2月までの期間及び同年4月から5年2月までの期間については、申立人から提出された給料明細書により、

申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

申立期間①のうち、平成4年3月については、申立人から当該月に係る給料明細書は提出されていないものの、その前後の月の給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額が同額であることから判断して、申立人は、当該期間においても前後の期間と同額の標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

申立期間①のうち、昭和63年4月から平成3年6月までの期間については、A社は、「申立人の入社時の給与額は45万円であり、毎年8月に給与を改定していた。申立人の厚生年金保険料は、毎月の給与支給額を健康保険厚生年金保険標準報酬月額・保険料額表に記載されている報酬月額欄に当てはめて厚生年金保険料を算出し控除していた。」と回答しており、申立人の主張とおおむね一致している。

また、当該期間後の期間に係る上述の給料明細書により、申立人の平成3年7月の給与支給額は46万5,000円であり、A社では毎年8月に昇給が行われ、各月毎に給与支給額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（昭和63年4月から平成元年7月までは44万円、同年8月から3年6月までは47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料を保管していないことから不明としているが、申立人から提出された給料明細書において確認又は推認できる保険料控除額又は給与支給額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料明細書に見合う給与支給額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③、④及び⑤については、申立人から提出された給料明細書により、申立人は、当該期間においてオンライン記録より高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、

これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から、平成6年4月は53万円、7年8月及び同年9月は50万円、8年4月及び9年4月は53万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準報酬月額に係る届出を誤ったと認めていることから、社会保険事務所は、申立人の給料明細書において確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月1日から同年7月1日まで
② 昭和41年5月26日から43年3月31日まで

私は、A社を退職後、同社に脱退手当金を受け取りに行った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間にある2回の厚生年金保険被保険者期間（計18か月）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が1年半に及ぶ被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間は申立期間を含め同一記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、未請求となっているB社の被保険者期間は申立期間①と同一事業所であり、このことから申立人が同社の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金保険料を昭和43年4月から納付しており、それ以降も国民年金に継続して加入していることを踏まえると、申立人が、その当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月21日から41年7月10日まで
脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年2か月後の昭和42年9月13日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすることとされているが、申立人に支給されている脱退手当金は、申立期間より後の事業所の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が、2回の被保険者期間のうち、直近の被保険者期間を失念するとは思えないことから、申立人が請求したとは考え難い上、申立期間と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人は、申立期間後は国民年金に加入し、保険料を納付しており、脱退手当金が支給決定されたとされる時にも国民年金保険料を納付していることを考慮すると、申立期間当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月29日から34年9月22日まで

日本年金機構から送付されてきた確認はがきによると、私が、申立事業所に勤務した期間の厚生年金保険は、脱退手当金が支給されていることになっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、調査し、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年3か月後の昭和35年12月7日に支給決定されたこととされ、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票において、申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和35年1月*日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、3回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月23日から35年8月24日まで
② 昭和39年4月6日から41年1月5日まで

中学卒業後、最初にA社に住み込みで勤務し、その後、B事業所にも住み込みで勤務した。結婚後、C社に勤務し、長男誕生後に退職したが、脱退手当金を受け取った覚えは無い。将来のことを考えて、退職直後から国民年金に加入し保険料も納付していた。脱退手当金支給済みの記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①及び②より前の2回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が最初の被保険者期間を含む2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し、保険料を納付していることを踏まえると、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月30日から27年4月3日まで
② 昭和31年4月1日から33年1月28日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間①及び②の間にある申立期間①と同一事業所の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、脱退手当金を請求するに当たり、これを失念するとは考え難い。

また、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されていたにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人のA社B支店に係る被保険者資格喪失日前後2年以内に同資格を喪失し、脱退手当金の支給記録がある7人の同僚は、同社同支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているところ、申立人には、その表示が無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月1日から43年1月31日まで

日本年金機構からの確認はがきにより、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分った。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年5か月後の昭和44年6月24日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の2回の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和41年8月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月1日から46年11月26日まで

私は出産のために退社し、その後子育てのために主婦業に専念した。脱退手当金の説明を聞いたことはないし、脱退手当金をもらった覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した女性22人のうち、脱退手当金の受給資格を有する10人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録がある者は申立人のみであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の3回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人は、「未請求の3事業所は、他県で働いていた姉を頼って中学卒業後初めて勤めた一連の事業所であり、当該3事業所を忘れることはあり得ない。」と主張していることから、4回の被保険者期間のうち、3回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から59年6月まで

大学卒業を契機に、私が昭和49年4月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付は、父親が経営していた会社の事務員に、父親が納付書と父親のポケットマネーの現金を渡し、会社の厚生年金保険料納付時に、私の保険料も同時に銀行で納付させていた。父親は亡くなっており、会社も閉鎖しているので書類は残っていないが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする父親は既に死亡していることから、保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、自身で昭和49年4月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出補助簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、61年10月頃に同市C区で払い出されており、これ以外に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。これらのことから、申立人は同年10月頃に初めて加入手続を行い、申立人が強制加入対象者となった49年4月まで遡って被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられ、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったこととなり、父親が保険料を納付することはできなかったものと推認される。

さらに、オンライン記録によると、昭和61年10月30日に申立期間直後である59年7月から61年3月までの保険料を過年度納付し、その翌日の同年10月31日に同年4月から同年9月までの保険料を現年度納付していることが

確認できる。これは、前述の加入手続が行われた時点で、時効成立前であり、遡って納付可能であった期間の保険料を納付したものとみられ、この時点において、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から62年12月まで

私は最初に勤務していた会社を退職した昭和61年10月から国民年金に加入した。退職及び転居後の色々な手続は漏れの無いように意識して行い、国民年金保険料も納付したはずなのに、申立期間は保険料が未納とされている。

申立期間の保険料を納付したことが分かるものは無いが、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、最初に勤務していた会社を退職した昭和61年10月から国民年金に加入し、保険料を納付したとしているが、保険料の納付時期、納付場所、納付額及び納付方法について申立人の記憶は明確でなく、納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に手帳記号番号が払い出されたのは申立人がA市に居住していた平成4年4月30日であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて国民年金の加入手続を行ったとみられる。

さらに、申立人が所持している年金手帳及びオンライン記録によると、申立人が国民年金被保険者資格を取得したのは、申立人が2度目の厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成4年4月11日とされている上、申立期間当時、申立人が居住していたB町及びC市いずれにおいても、申立人に係る国民年金の記録は存在しないことから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から平成3年3月まで
申立期間当時、私は大学生であり、国民年金には強制加入ではなかったが、市役所に勤めていた父親が私の将来のことを考え、任意で20歳（昭和61年*月）になった頃、国民年金に加入し、国民年金保険料は年度当初に市役所で一括納付したと聞いているので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は学生であったとしていることから、当時、国民年金の任意加入対象者となり、加入義務は無かったところ、自身が20歳（昭和61年*月）になった頃、父親が申立人の国民年金の任意加入手続を行い、年度当初に一括で保険料を納付したとしており、これらを行ったとする父親も同様に述べている。

しかしながら、オンライン記録において申立人が申立期間当時、国民年金に加入していた事実は確認できない（申立人は申立期間後の平成3年4月からは厚生年金保険被保険者資格を取得。）上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入であったこととなり、父親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人が居住していたA市においても、申立人に係る国民年金の記録は存在しない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から43年2月までの期間及び同年10月から47年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から43年2月まで
② 昭和43年10月から47年5月まで

私は、申立期間は家業を手伝っていたが、この家業に従事していた期間は、給料の支給は受けておらず、国民年金などの社会保険関係は、全て両親に任せていた。

同時期に同待遇で家業に従事していた姉については、国民年金に加入して保険料が納付されていたことが最近判明したことから、母親に私の国民年金の加入手続や保険料の納付は誰が行っていたのか問いただしたところ、父親が担当していたとしているが、父親は他界してしまっている。

母親も高齢のため当時のことは正確に覚えておらず、関係書類も残っていないとしているが、母親は、私の国民年金については他の家族と同様に納付していたと信じていたので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に他界しており、父親がこれらを行っていたと証言している母親も当時の記憶は定かでないとしていることから、申立期間①及び②の加入手続及び保険料の納付状況の詳細をうかがい知ることはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人に対しては、申立期間①及び②を通じて国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、申立人が申立期間当時居住していたA市

においても、申立人が国民年金に加入していたことは確認できないことから、申立期間①及び②は、いずれも国民年金に未加入となり、父親が申立人の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、家業を同様に手伝っていた姉については、保険料が納付されていることから、自身の保険料が納付されていないことに疑問を抱いているが、上記払出簿検索システム及びオンライン記録によると、姉については、昭和40年10月頃に国民年金手帳記号番号が払い出されており、国民年金の加入手続きが行われた後に保険料の納付がされていた形跡を確認できる。これに対し、申立人については、上記のとおり、国民年金に未加入であることから、加入手続きが行われていた姉とは状況が異なり、姉の保険料が納付されていることをもって、父親が申立人に係る保険料を納付していたとは推認し難い。

加えて、父親が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月から61年3月まで

私は、年金は将来大事なものだと思い、昭和45年頃から、真面目に保険料を納付していたが、57年2月に夫が再就職して厚生年金保険に加入した時点で、なぜか私の国民年金の加入履歴が消えてしまっている。国民年金をやめた覚えは無いので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、昭和45年12月に国民年金の任意加入被保険者として資格を取得し、55年10月に同資格の種別が強制加入被保険者に変更され、57年2月に同資格を喪失、その後、国民年金制度が改正された61年4月に第3号被保険者として資格を再度取得したとされており、これらは、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄に記載されている被保険者記録とも符合していることから、申立期間は国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金をやめた覚えは無く、昭和57年2月に夫が再就職し厚生年金保険の被保険者資格を取得した時点から、国民年金に未加入となっていることについて疑問を抱いているところ、当時の制度では、配偶者の一方が厚生年金保険の被保険者資格を取得した場合、残る配偶者は国民年金の任意加入対象者となることから、自身で行政側に任意加入の申出を行わなければ国民年金には加入できないこととされていた。しかしながら、申立人は、当該任意加入の申出をしたとする具体的な記憶は明確でないことから、当時の詳細は不明であり、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）においても、申立人が申立期間当時に国民年金の任意加入の申出を行ったとする形跡は見当た

らないことから、申立人が引き続き国民年金に任意加入していたとは言い難い。

さらに、申立人は、前記のとおり、申立期間の直前は国民年金に強制加入であったところ、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立人は、昭和56年10月から57年3月までの保険料の免除承認を受けていたが、その後、申立期間の始期に当たる同年2月及び同年3月については、当該免除承認が取り消されたことが確認できる。これは、夫が厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより、申立人が国民年金の任意加入対象者となったため、本来、強制加入対象者の期間でなければ保険料の免除承認がなされないことから、当該免除承認の取消しが行われたものと考えられ、前述の同年2月の国民年金被保険者資格の喪失とも整合する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和36年か37年頃、A町役場で国民年金の加入手続を行った。保険料は100円で、役場窓口で数か月分まとめて現金で納付し、検認印が押された年金手帳を受け取った。B町に引っ越してから年金手帳を紛失していたので、A町役場に電話で照会したところ、「待ってください。調べますから。ありましたよ。2年半掛けてありますよ。」と言われた。それから5年半経過した後に同町役場に聞いたところ、記録は無いと言われ、C社会保険事務所(当時)でも記録は無いと言われた。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年か37年頃、A町役場で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人は加入手続時期及び加入手続後において国民年金保険料を納付していた期間については覚えていないとしていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年1月にB町において夫婦連番で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を遡って43年5月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは同町の国民年金被保険者名簿の記載内容とも符合する上、A町においても申立人の国民年金被保険者名簿は見当たらないとしていることから、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月

私は、会社退職（昭和54年2月20日）時に、担当者から年金に空白ができないように国民年金加入手続を行い、同年2月の国民年金保険料から納付するように教えてもらった。結婚式（同年3月*日）後、A町B支所で国民年金加入手続を行った。私は、会社で教えられたとおり、同支所の担当者に厚生年金保険から国民年金に続くようにしてほしいと伝えたところ、1か月遡って加入できると言われ、その場で申立期間である同年2月の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚式後にA町B支所で国民年金加入手続を行い、その場で申立期間の保険料を納付したとしているところ、申立人は、加入手続を行った際に納付した保険料は昭和54年2月及び同年3月の2か月分であったのか、申立期間である同年2月の1か月分であったのかどうかよく覚えていないとしている上、納付した保険料額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間の保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日の状況から昭和54年3月頃にA町で行われたものとみられ、資格取得日は申立人の婚姻届が提出された日である同年3月*日とされている。この資格取得日については、国民年金被保険者台帳及び同町の申立人の国民年金被保険者名簿に記載されている資格取得日とも一致している上、申立人が所持する年金手帳を見ても、初めて被保険者となった日欄には同年3月30日と記載され、同

町のゴム印が押されていることが確認できることから、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から59年3月まで

私は、会社退職（昭和57年6月）後、1年ぐらいしてからA市役所で国民年金の加入手続を行った。時期は分からないが同市役所から「国民年金保険料を納付してください。」と通知が届いたので、1年分の保険料として3万円近くをまとめて納付したにもかかわらず、半年分しか納付していないこととされているのは納付できない。申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、同市役所から送付されてきた保険料の督促通知により、申立期間を含む1年分の保険料をまとめて納付したものの、半年分しか納付していないこととされているところ、申立人は、申立期間を含む1年分の保険料の納付方法及び納付時期については覚えていないとしていることから、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、前述の申立内容から、申立人は、申立期間を含む1年分の保険料を現年度納付したとする主張と思われるが、この昭和58年4月から同年9月までの保険料は、60年1月18日に過年度納付されていることから、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人は、申立期間を含む1年分の保険料は3万円近くであったとしているところ、この納付済みとされている期間と申立期間を合わせた1年分の保険料をまとめて納付した場合の保険料額は6万9,960円となることから、申立人が納付したとする金額とは乖離^{かいり}している。

加えて、オンライン記録及びA市の国民年金全件リストの国民年金納付記録共に、申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年3月までの期間及び18年7月から19年9月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年4月から14年3月まで
② 平成18年7月から19年9月まで

私は、会社退職（平成13年2月）後、個人で事業を立ち上げ、その時、A市B区役所で国民年金への切替手続を行った。収入も不安定だったことから、免除申請手続を行った。元妻と一緒にいったかどうか分からないが毎年同区役所で行っていた。それにもかかわらず申立期間①及び②が申請免除とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を当初平成13年2月から19年9月までの期間とし、国民年金保険料を納付したと申し立てていたが、聴取の過程で、申立期間を13年4月から14年3月までの期間及び18年7月から19年9月までの期間に変更した上、申立内容も毎年B区役所で免除申請を行ったと変更したところ、申立人は、公簿によれば申立期間①当時、A市C区に居住していたことが確認でき、免除申請手続は同区役所で行うこととなる上、申立期間①及び②に係る免除申請手続時期、当該免除承認通知書の受領の有無等についての記憶は無いとしており、申立人の免除申請手続状況に係る記憶は曖昧である。

また、申立人は事業立ち上げ後、毎年A市B区役所で免除申請手続を行ったとしているが、オンライン記録によれば申立期間①及び②の免除承認が行われた記録は無く、同市の申立人の国民年金に係る免除記録を見ると、申立期間①の免除申請手続の記録は無く、申立期間②のうち平成18年7月から19年6月までの期間の免除申請手続が18年7月1日に行われ、同年7月28日に却下さ

れた記録がある上、19年7月から同年9月までの期間は免除申請手続の記録が無いことから、これら記録に齟齬^{そご}は無く不自然な点は見受けられない。

さらに、オンライン記録によると、平成20年6月26日から電話による納付督促事蹟^{せき}が記録されており、申立期間②の保険料納付が時効となる前に納付督促が行われていたものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料（日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月及び同年3月

私は、平成元年1月末で会社を退職し、同年2月頃に年金手帳を持参して、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。母親から申立期間の国民年金保険料は送付されてきた納付書に現金を添えて同区役所の窓口で納付したが、同区役所の職員からこの期間は厚生年金保険で払われているとして、申立期間の保険料が還付されたと聞いていた。国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も一旦納付したにもかかわらず、申立期間が国民年金未加入及び保険料未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする母親から申立期間に係る保険料納付について聴取したところ、送付されてきた納付書でB区役所の窓口でまとめて現金で納付したものの、同区役所から申立期間の保険料は厚生年金保険で納付済みとされているとして、同区役所から還付通知書の送付を受け、同区役所で見せた通帳の口座に還付金が振り込まれたとしている。しかしながら、i) 保険料の還付事務は市町村では取り扱っておらず、社会保険事務所（当時）で行うこととされていること、ii) オンライン記録、還付整理簿等によると、申立人の申立期間に係る保険料が還付されたことをうかがわせる形跡は見当たらないこと、iii) 母親は申立期間の保険料納付時期、納付金額、還付時期等を覚えていないとしていることから、母親の申立期間に係る保険料納付状況等の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、基礎年金番号導入（平成9年1月）後の同年8月31日（当初の資格取得は同年9月1日とされていたが、同年10月27日に厚生年金保険被保険者資格喪失

日に訂正されている。)とされており、基礎年金番号導入以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらず、このことは、A市の国民年金被保険者名簿によれば、資格取得欄に「9. 8. 31 種別 1 事由 コウテキイコウ」(当初の資格取得は「9. 9. 1」とされていたが、同年10月27日に厚生年金保険被保険者資格喪失日に訂正されている。)と記載され、受付記録欄には「9. 9. 11 取得」と記載されていること、及び申立人が所持する年金手帳を見ると、国民年金手帳記号番号の記載は無く、国民年金の記録(1)には「被保険者となった日 平成9年8月31日」(当初は同年9月1日と記載されていたが訂正されている。)、 「被保険者の種別 強」と記載されていることとも符合する。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、母親が申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から58年9月まで

私は、国民年金の加入手続を行った記憶は無く、いつかは覚えていないが母親から年金手帳を受け取ったと思う。自身で昭和55年度の免除申請の手続を行ったことは覚えており、その後、昭和58年10月頃に申立期間の保険料をまとめてA町役場で納付した記憶がある。申立期間について納付を証明するものは無いが、納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年10月頃に申立期間の国民年金保険料をまとめてA町役場で納付したとしているが、申立期間の保険料納付対象期間、納付金額等について覚えていないとしていることから、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間の一部を含む昭和57年10月から60年3月までの保険料が61年1月6日に過年度納付されており、申立期間のうち、57年10月から58年9月までの保険料は、時効期間納付を理由に61年1月10日に還付決議され、同年6月17日に6万6,300円が還付されている。このことから、その還付処理が行われた時点において当該期間は未納期間であったものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したとする昭和58年10月を基準とすると、56年6月以前の期間については時効となり保険料を納付することはできず、同年7月から58年3月までの期間は過年度納付が可能であるものの、前述のとおり57年10月から58年9月までの期間は未納期間であったものと推認されることから、当該期間の保険料をまとめて納付したとする申立人の主張と相違する上、申立期間直後の同年10月から60年3月までの保険料が

61年1月6日に過年度納付されていることから、この過年度納付日を基準とすると、申立期間は時効により保険料を納付することはできない。

加えて、申立人は、昭和55年度の免除申請を行った記憶があるとしており、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、同年度は申請免除期間とされているものの、申立人が当該期間に係る追納申出を行った記録も見当たらない上、A町役場では追納及び過年度保険料の納付を取り扱っていないことから、当該期間の保険料を納付したとは考え難いほか、オンライン記録を見ると、昭和57年10月から61年3月までの期間の保険料を同年1月6日に過年度及び現年度納付しており（57年10月から58年9月までの期間は還付されている。）、申立人がまとめて納付したとする期間は、当該期間であった可能性も否定できない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

申立期間当時、学生も国民年金に強制加入となり、納付書が送付されてきたため、母親が私の国民年金加入手続を行った。国民年金保険料は、母親が妹の分と一緒に納付書で毎月か2、3か月ごとに納付した。保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、申立人の国民年金加入手続時期、場所等の記憶は無く、加入手続後に交付される年金手帳の受領についてもよく覚えていないとしている上、保険料の納付時期及び納付金額についても明確な記憶が無いことから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得状況から平成6年9月から同年10月頃までに行われたものとみられ、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の加入手続が行われ、その手続の際に、資格取得日を遡って申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した4年11月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、母親は、申立人が20歳になって横長の冊子の納付書が送付されてきて、その納付書で申立人の妹の分の保険料と一緒に毎月か2、3か月ごとに

納付していたとしているところ、オンライン記録によると、妹の資格取得日は、申立期間中の平成3年*月*日（20歳到達時）とされており、保険料は、同年*月から6年3月までの国民年金加入期間は全て納付済みとされているほか、これら期間の保険料の納付状況を見ると、母親が主張するとおり、毎月又は2、3か月ごとにまとめて納付されていることが確認できる。このことから、母親が20歳到達時から納付書が送付されてきて保険料を納付したとする記憶は、妹の保険料納付であった可能性も否定できない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から61年3月まで

昭和56年9月頃、会社を退職してA市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、郵送されてきた納付書で、58年10月頃まで同市役所の窓口で、その後、61年3月までB市C区役所で納付していた。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年9月頃、会社を退職してA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、郵送されてきた納付書で、58年10月頃まで同市役所の窓口で、その後、61年3月までB市C区役所で納付していたところ、申立人は、申立期間のA市及びB市での加入手続状況についての記憶は明確でなく、保険料納付金額及び保険料納付時期についての具体的な記憶も無いため、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によれば、申立人は、昭和56年1月26日（厚生年金保険被保険者資格取得日）に国民年金被保険者資格を喪失し、61年4月1日に第3号被保険者資格を取得したとされている。このことは、i) 申立人が申立期間のうち56年9月から58年10月まで居住していたとするA市では申立人が当該期間に国民年金に加入していたことをうかがわせる記録は見当たらないとしていること、ii) 申立人が同年10月から居住していたとするB市C区の国民年金被保険者名簿によれば、資格取得日は61年4月1日（第3号被保険者）とされており、申立期間に係る資格得喪履歴の記載は無いこと、iii) 申立人がA市及びB市の前後に居住していたD市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の記載内容と一致していることとも符合する。

このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入となり、申立期間の保険料を納付することができなかったものとみられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月から55年3月まで

私が20歳(昭和51年*月)になった頃、母親が国民年金の加入手続きを行った。国民年金保険料は、加入当初からA銀行B支店において口座振替により保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続き及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、加入手続き時期、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人に係る加入手続き及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年6月30日にC市D区に払い出されており、同市の申立人の国民年金被保険者名簿の受付記録欄には、「受付年月日 55.7.28 受付書類名 取得」と記載されていることから、この受付年月日に初めて申立人の国民年金加入手続きが行われ、その加入手続きの際に、資格取得日を遡って51年*月*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられ、申立人及びその母親が保険料を納付することはできない上、加入手続き時期を基準とすると、申立期間のうち同年8月から53年3月までの保険料は時効により納付することはできず、申立期間のうち同年4月から55年3月までの保険料は過年度納付が可能であったものの、申立人及びその母親は保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いとしている。

さらに、母親は、申立人の申立期間の保険料はA銀行B支店の申立人名義の預金口座から口座振替により保険料を納付していたはずであるとしているところ、C市の国民年金口座振替対象者一覧表を見ると、申立人が同銀行同支店の申立人名義の預金口座から口座振替により保険料納付が最初に開始されたのは、昭和56年4月(国民年金口座振替受付年月日は、同年1月23日である。)からであることが確認できることから、申立期間の保険料は、申立人の預金口座から口座振替により保険料を納付することはできなかつたとみられる。

加えて、オンライン記録、国民年金被保険者台帳、C市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料検認状況一覧票のいずれも申立期間は未納とされており、これら記録には齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から55年3月まで

申立期間の国民年金保険料の納付は、会社の事務員に全て任せていたので何も知らない。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料納付状況について、申立て当初、A市からB市に住民票を異動した時期は覚えていないが、同市役所で国民年金の住所変更手続を行ったときに、C銀行から口座引落で、申立期間の国民年金保険料を納付していたとしていたが、聴取の過程において、申立期間の国民年金保険料の納付は、会社の事務員に全て任せていたので何も知らないと申立内容を変更しており、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、前述のとおり、申立て内容を変更しており、申立て当初述べている時期は覚えていないがB市役所で国民年金の住所変更手続を行ったとする時期、及びそのときC銀行から口座引落で、申立期間の国民年金保険料を納付していたとしていることについて、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、同台帳の住所は、A市D区とされており住所の変更後欄には、「B市 変更年月日 52. 8. 1 移管年月日 55. 2. 4」と記載されていることから、A市からB市に国民年金の住所変更手続が行われたのは、昭和55年2月4日とみられる。このことは、同市の申立人の国民年金被保険者名簿の備考欄にも、「転入 55. 2 (52. 8. 1) A市D区」と記載されていることとも符合している。このため、i) 申立人は、申立期間のうち47年4月から55年1月までの期間は、A市D区に住民票があったとみられ、国民年金加入手続及び保険料納付は、制度上、住民票のある市町村で行うこととされていることから、B市で

当該期間の保険料を納付することはできなかったこと、ii) 同市では、国民年金保険料の口座振替が開始されたのは平成3年10月からとされていることから、申立期間の保険料は、口座引落により納付することはできなかった。

さらに、申立人は、当時の事務員の消息も分からないとしていることからその事務員から聴取することはできない上、申立人は、申立期間の保険料をB市及びA市D区で遡って納付した覚えは無いとしている。

加えて、国民年金被保険者台帳、A市及びB市の国民年金被保険者名簿のいずれも申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年12月まで

私は、A市B区からC町に転入手続を行った際に、同町役場の窓口職員から、国民年金保険料は、2年以上前の保険料は納付できないが、2年前までは遡って納付できると説明を受けた。私は、その場で受け取った2年分の納付書で毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区からC町に転入手続を行った際に、同町役場の窓口職員から、国民年金保険料は、2年以上前の保険料は納付できないが、2年前までは遡って納付できると説明を受け、その場で受け取った2年分の納付書で毎月納付していたとしているところ、申立人は、申立期間の納付書の受領時期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、申立人は、A市B区からC町に転入手続を行った際に、申立期間の国民年金保険料の納付書を受け取ったとしているが、国民年金被保険者台帳の変更後の住所欄を見ると、昭和58年4月8日に同区から同町に住所変更手続が行われていることが確認できる上、申立人は、同区から同町に住所変更手続するまで、住所変更を行っていないとしており、公簿によると、申立人の前住所地は記載されていないものの、同町に住所を定めた年月日は、「昭和58・3・19」とされている。このため、この住所変更手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効で納付することはできないことから、申立期間の納付書は作成・発行されなかったものとみられる。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、住所変更手続後に過年度

納付が可能な昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの保険料が 58 年 5 月 4 日に、56 年 4 月から同年 6 月までの保険料が 58 年 7 月 15 日に、56 年 7 月から同年 9 月までの保険料が 58 年 11 月 28 日に、56 年 10 月から同年 12 月までの保険料が 59 年 2 月 24 日にそれぞれ納付されていることが確認できることから、申立人が転入手続を行った際に受け取った納付書で納付したと記憶している保険料は、当該期間の保険料であった可能性が高い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月

私は会社退職(昭和63年8月)後、A市B区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、国民健康保険料と国民年金保険料を一緒に同区役所の窓口で納付した。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職(昭和63年8月)後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を同区役所で納付したとしているところ、申立人は、加入手続後において交付される国民年金手帳の受領の有無、申立期間の保険料の納付時期、納付方法及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、基礎年金番号制度導入(平成9年1月)前に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、オンライン記録によれば、資格取得日を遡って厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和63年8月21日とする事務処理と併せて平成11年2月4日に資格喪失日を昭和63年9月21日、資格取得日を平成10年12月21日とする資格の追加事務処理が行われていることが確認できる。このことは、A市の11年1月14日付けで作成された申立人の国民年金被保険者名簿の資格取得欄に「年月日 10・12・21 種別 1 事由 コウテキ イコウ 11・1・5」と記載されていることから、11年1月5日に同市B区役所で初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる上、この加入手続の際に、併せて申立期間の資格の追加処理として同名簿の資格取得欄に「年月日 63・8・21 種別 1 事由 コウテキ イコウ」、資格喪失欄に「年月日 63・

9・21 事由 コウネンソウシツ」と記載されていることとも符合する。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月15日から35年4月7日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらい、申立期間について、脱退手当金を受給したことになっていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年4月7日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者19人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、14人に支給記録が確認でき、このうち11人について資格喪失日から約6か月以内に支給決定がされていることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年7月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給された時期は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金を受給することはできなかったことから、申立期間に係る事業所を退職した後、厚生年金保険被保険者資格を取得していない申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5863

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月27日から同年3月1日まで

私は、平成9年4月から11年2月末までA社に勤務した。

年金記録を確認したところ、平成11年2月の記録が無いことが分かったが、給与支払明細書により、当該月についても厚生年金保険料が控除されていたことが分かるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与支払明細書により、申立人は、平成11年2月分の給与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

しかし、雇用保険の記録により、申立人は、A社を平成11年2月26日に離職していることが確認できるとともに、当該離職日の翌日は、オンライン記録の被保険者資格喪失日と一致している。

また、A社は、「申立期間当時の人事記録、賃金台帳等を保管していないため詳細は不明であるが、雇用保険の離職手続に当たっては、退職日が確認できる書類を併せて提出しているはずであり、当該手続を誤ったとは考え難い。このため、申立人が保管している給与支払明細書によると、平成11年2月分の厚生年金保険料が給与から控除されているが、これは申立期間当時の事務担当者が誤って保険料を控除したものと考えられる。」と回答している。

さらに、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されているとともに、第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日

である旨規定されていることから、被保険者資格の喪失日（平成11年2月27日）が属する同年2月は、申立人の厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、平成11年2月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるが、申立期間について、A社に使用されていた者であったとは言えないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月30日から29年10月20日まで

私は、昭和19年1月からA社に入社後、配属先のB支店で勤務し、21年4月から29年10月までの期間においてはC支店に勤務（実習生としての期間を含む。）したが、申立期間における年金記録が確認できないということなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人は、A社に入社後、配属先の同社B支店及び同社C支店に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、A社、B支店及びC支店の名称では、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない上、B支店及びC支店を統括するD社は、昭和38年10月1日に適用事業所となっており、申立期間当時、適用事業所であった記録が確認できない。

また、D社は、「申立期間当時、当社の職員は厚生年金保険ではなくE共済組合に加入していた。昭和36年以前に退職した職員で同共済組合としての記録が20年に満たない者については、退職時に一時金を支払う取扱いをしていたが、当時の資料は無く、具体的にいつ、誰に一時金を支払ったかは不明である。」と回答しており、複数の同僚も、勤務が短期間の職員には、退職時に一時金が支払われていた旨証言をしている。

なお、昭和31年6月以前のE共済組合の加入期間については、退職時に20年以上の組合員期間が無いと年金給付の対象期間とならないため、退職一時金の支給決定が行われており、当該退職一時金の算定の対象となった期間については、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）

附則第5条第1項第2号の規定により、厚生年金保険の被保険者であったとみなされないこととされている。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月6日から同年7月21日まで
② 平成元年7月21日から2年11月1日まで

申立期間①については、給与の支給額（43万6,000円）と比べて標準報酬月額（7万2,000円）が少なく、事務処理を誤っていると思うので、当該期間について、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②については、平成元年3月1日から2年10月31日まで顧問として同一業務を担当してA社に勤務した。その間、雇用条件、社会保険及び業務内容の変更などの通告は一切受けていなかったのに、当該期間の年金記録が無いことに納得できないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された平成元年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は、同年分の社会保険料等の金額（健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料）として10万276円を給与から控除されていることが確認できるが、平成元年7月21日から3年7月21日までの期間は健康保険の任意継続被保険者期間であり、当該保険料は、申立人がA社に入社した元年3月から同年6月までの期間（申立期間①）の保険料であったと考えられることから、当該期間に係る標準報酬月額は、24万円であったものと推認できる。

しかし、申立人から提出された平成元年分給与所得の源泉徴収票によると、申立人の同年分の支払金額は436万円であるところ、申立人から提出された賞

与明細書及び預金通帳により確認できる同年の賞与支給額が366万円（7月に183万円及び12月に183万円支給）であり、A社が勤務証明書により申立人が平成元年度中は継続して勤務していた旨回答していることから、当該366万円を除く70万円が、申立人が入社した同年3月以降10か月分の給与支給額であり、申立人は、申立期間①において1か月当たり7万円の給与を支給されていたものと推認できる。

また、A社は「当社が保管している労働保険料の算出資料によると、当時は申立人のほかにも嘱託職員がいて、それぞれ賞与支給額は異なるものの、給与支給額（7万円）は申立人と同額であった。」と証言しているところ、当該給与支給額に見合う標準報酬月額（7万2,000円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、A社が作成した勤務証明書により、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、健康保険の記録によると、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格喪失後の申立期間②において、健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

また、申立人から提出された平成2年分給与所得の源泉徴収票により、申立期間②のうち同年1月1日から同年11月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが確認できる。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、A社を平成元年7月20日に離職しており、当該離職日の翌日は、厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5866（事案3468の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年から30年まで

私は、申立期間にA社の中のB事業所に所属して勤務し、C市の発電所で工事に携わっていた。今となっては証明できるものは何も無いが、働いていたことは間違いなく、申立期間に被保険者記録が無いのは納得できないので、再度申立てを行った。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社は、「申立人の在籍は確認できない。当社は昭和29年7月から30年11月頃までC市の発電所の工事を請け負っていたが、現場の作業員を直接雇用することは無い。下請の会社等は確認できない。」と回答している上、申立人が名前を挙げた上司は、同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できず、申立期間に同社の被保険者記録が確認できる同僚で申立人と同じ現場で勤務していた同僚4人のうち1人は、申立人の記憶は無く、ほかの3人は連絡先が明らかでないか死亡しているため、申立人の同社における勤務実態等について確認できないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年5月12日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「前回の決定に納得できない。A社の中のB事業所に所属して勤務していた。」などと主張して、申立期間について再度申し立てしているところ、新たな資料等の提出は無く、A社の下請会社と思われるC社及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿についても調査したが、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

また、申立期間にC社又はD社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる

者で、新たに証言を得られた複数の元従業員は、いずれも、申立人を記憶していないと証言している。

さらに、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、昭和53年12月*日に破産手続を終結している上、元事業主は死亡しており、D社は、同社の人事簿に申立人及び上記の上司の記録は無いと回答していることから、C社及びD社における申立人の勤務実態等について確認できない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月1日から59年9月1日まで
申立期間にA社に勤務し、産休の方の代替社員として勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答、同社から提出された社員出勤簿及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、「当時の事業主は死亡しているため、詳しい事情は分からないが、申立人は申立期間に厚生年金保険に加入していないと思われる。」と回答している上、同社から提出された給与台帳によれば、申立人の申立期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる

また、A社から提出された給与台帳によれば、申立人と同時期に同社で代替社員をしていたとされる同僚の給与からも厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、同社では、申立期間当時、代替社員については、原則として、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間（資格取得者2人）に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月5日から17年6月16日まで

私は、申立期間についてA社に勤務していた。厚生年金保険料を控除されていたことを証明する資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の退職証明書及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間において短時間労働被保険者であったことが確認できる。

また、A社は、「平成15年7月5日以降の申立期間については、申立人と週29時間勤務の雇用契約を結んでいたため、厚生年金保険の適用除外として給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、平成15年7月5日に国民健康保険の資格を取得し、同日以降現在まで同保険の被保険者とされている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人は、申立期間当時のA社の同僚の氏名や勤務内容等に係る記憶が曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5869

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月16日から同年9月15日まで

私は、A社に平成10年12月16日から12年9月14日まで勤務した。雇用保険の記録が同年9月14日までであるにもかかわらず、厚生年金保険の記録が同年1月16日までになっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、平成12年9月15日とされていることが確認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時、当社は、社会保険料を滞納していたので、社会保険をやめる希望者を募った。それに応じた希望者については、厚生年金保険資格喪失届を提出し、喪失日以降の保険料控除は行っていない。」と回答している。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の被保険者資格の喪失日は、平成12年1月16日と記載されており、オンライン記録の喪失日とも一致していることが確認できる。

さらに、A社の申立期間当時の社会保険事務担当者は、「当時は、社会保険料の滞納があったので、社会保険をやめたい人を募った。保険料が高かったため、けっこう大勢の人が社会保険をやめたことを記憶している。」と証言している。

加えて、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚で、雇用保険の記録が確認できる11人のうち9人は、申立人と同様に、被保険者資格の喪失後も雇用保険の記録が継続していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月20日から38年4月21日まで
脱退手当金を受給したになっているが、もらった覚えは無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱2155」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和38年9月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の直前に勤務した申立期間と同一番号で管理されていたB社C支店の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱2008」の表示が記されていることが確認できることなどから、申立期間のA社に係る脱退手当金が支給決定された当時には、B社C支店に係る被保険者期間は既に脱退手当金を支給済みであると判断して、申立期間のA社に係る脱退手当金のみを支給したとしても不自然とは言えない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5871

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月15日から44年3月1日まで
A社を退職した時、退職金についてはもらった覚えがあるが、脱退手当金を受け取った記憶は無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和44年7月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月1日から40年4月1日まで

「確認はがき」を見て、改めて当時のことを思い返してみたが、やはり脱退手当金を受け取った覚えは無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年6月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、脱退手当金の支給額、被保険者期間、支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月10日から32年4月21日まで

私は、A事業所で勤務しており、退職の時、「これから先に働くことはないでしょう。」と言われた記憶はある。しかし、当時、脱退手当金についての知識もなく、退職時に書類も書いていない。脱退手当金はもらっていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金の支給記録があり、支給額に誤りも無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和32年6月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が勤務していた事業所において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後約2年以内に資格喪失し、受給資格のある女性13人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7人に支給記録が確認でき、そのうち6人は資格喪失日から約6か月以内に支給決定がされている上、「事業所の代理請求により受給した。」と証言している者もみられることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われたことがうかがわれる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月1日から37年5月7日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらい、申立期間の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を支給したことになることを知った。しかし、私は脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者期間として、年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年9月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月20日から31年4月30日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらった。申立期間について、脱退手当金を支給したことになっているが、受給した記憶は無いので、当該期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和31年7月30日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことが記載されるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給することはできなかったことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5876

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年12月5日から36年8月16日まで
② 昭和36年8月16日から38年3月1日まで

私は、婚姻後もA社で継続して勤務するつもりでいたが、出産のため退職した。同社退職後は、子育てに追われる日々で忙しかった上、年金の知識が無く、脱退手当金の制度を知らず、受け取った記憶も無いため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年3月1日の前後3年以内に資格喪失し、受給要件を満たした19人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、15人に支給記録があり、いずれも資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされている上、複数の同僚が、「退職時に、脱退手当金の説明が有り、会社が手続してくれた。」と証言していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和38年7月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月1日から35年5月16日まで
② 昭和35年10月1日から38年1月26日まで
③ 昭和39年1月7日から42年6月16日まで

私は、日本年金機構からの「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきを受け取って、A社退職後の昭和38年6月及びB社退職後の42年11月に脱退手当金を2度受給したことになることを知った。脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る最終事業所A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和38年6月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

申立期間③のB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和42年11月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5878

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年1月15日から31年5月6日まで
② 昭和32年5月15日から33年8月11日まで

私が、A社及びB社に勤務した期間の厚生年金保険は、脱退手当金が支給されたこととなっているため、年金の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査をして、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和31年11月20日から35年8月30日までに資格喪失した女性のうち（申立人は、33年8月11日資格喪失）、受給資格者17人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含め10人に支給記録が確認でき、10人全員について資格喪失日から約5か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年11月11日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない上、当時は、通算年金通則法施行前であり、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上無ければ年金を受給することはできなかったことから、B社を退職後、厚生年金保険の被保険者期間の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5879

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月1日から34年1月25日まで

私は、日本年金機構からの確認はがきを受け取って、昭和34年6月に脱退手当金を受給したことになることを知った。脱退手当金は受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定が行われているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は、通算年金通則法施行前の昭和34年6月9日に支給決定されているところ、申立人は、申立期間の事業所を退職後、60年2月まで厚生年金保険の被保険者資格を取得していない上、申立期間を含む複数の事業所において、別の厚生年金保険被保険者記号番号で被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は年金に対する意識が高かったとは考え難く、脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5880

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月29日から36年3月1日まで
年金問題が起こった時、社会保険事務所（当時）に行ったところ、係の人から脱退手当金が支給済みだと言われた。今回、はがきで日本年金機構から知らせがあったが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和36年6月21日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月1日から39年10月1日まで

私は、A社を退職した際、脱退手当金を受給した記憶は無い。

年金は大切なので、退職の際は一時金で受け取らないようにと親、兄姉に教えられていた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和39年12月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても申立て以上の証言は得られず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年11月5日から33年5月26日まで
② 昭和40年7月13日から43年8月25日まで

私は、申立期間①及び②について、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給した記憶も無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の当該期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給することはできなかつたことから、申立期間①の事業所を退職後、昭和40年7月13日まで厚生年金保険被保険者資格を取得していない申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

申立期間②について、脱退手当金の支給については、申立人の当該期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金支給決定何が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても申立期間①及び②について、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案5883

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月13日から23年2月4日まで
申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっているため、厚生年金保険の支給対象期間とされていない。
しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことが記されているとともに、申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和23年4月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年6月1日から同年8月26日まで
② 昭和35年8月29日から41年4月22日まで

私は、申立期間に係る脱退手当金を受け取った覚えが無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年4月22日の前後3年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者13人の支給記録を確認したところ、申立人を含め8人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち7人については資格喪失日から約6か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある同僚は、「申立期間に係る最終事業所で脱退手当金の請求手続をしてもらって、脱退手当金を受け取った。」と証言していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる

また、申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和41年11月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。